

○初心運転者講習の実施に関する規則

平成2年8月29日
公安委員会規則第10号

初心運転者講習の実施に関する規則をここに公布する。

初心運転者講習の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。), 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号), 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)及び指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「国公委規則」という。)の規定に基づき, 初心運転者講習(以下「講習」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施機関)

第2条 鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は, 法第108条の4第1項の規定に基づき講習を行わせる場合は, 同条第3項並びに国公委規則第8条に定める基準に適合しているものを指定講習機関として指定して講習を行わせるものとする。

(指定講習機関の指定)

第3条 前条の規定による指定については, 講習を行おうとする者から指定講習機関指定申請書(別記第1号様式)を提出させて行うものとする。

2 公安委員会は, 前項の申請により基準適合と認めて指定をしようとするときは, 指定書(別記第2号様式)を当該指定講習機関に交付するものとする。

3 公安委員会は, 前項の指定を行ったときは, 当該指定に関する事項を公示するものとする。

(指定講習機関の名称等の変更の届出)

第4条 指定講習機関が国公委規則第4条第1項及び第3項の規定に基づき名称等を変更しようとするときは, 公示事項等の変更の届出について(別記第3号様式)に関係書類を添えて公安委員会に届け出なければならない。

2 公安委員会は, 国公委規則第4条第1項の規定による届出があったときは, 当該変更に係る事項を公示しなければならない。

(指定講習機関に対する適合命令等)

第5条 公安委員会は, 法第108条の8の規定に基づき, 指定講習機関に対し適合命令及び監督命令を行うときは, 書面(別記第4号様式)を交付して行うものとする。

(運転習熟指導員)

第6条 講習を行う運転習熟指導員は, 公安委員会が行う運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格し, 又は国家公安委員会が指定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する講習を終了した者でなければならない。

2 公安委員会が行う運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者に対しては, 運転習熟指導員審査合格証(別記第5号様式)を交付するものとする。

(運転習熟指導員の解任)

第7条 公安委員会は, 運転習熟指導員が運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けたときその他運転習熟指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは, その者の運転習熟指導員としての業務を停止し, 又は運転習熟指導員を解任することができるものとする。

2 公安委員会は, 法第108条の5第3項の規定に基づき運転習熟指導員を解任しようとするときは, 当該指定講習機関及び当該運転習熟指導員に対し, あらかじめ, 解任しようとする理由等を, 運転習熟指導員の解任を命じようとする理由等について(別記第6号様式)により通知するものとする。

(講習業務規程の認可の申請)

第8条 指定講習機関は, 法第108条の6第1項の規定に基づき講習業務規程の認可を受けようとするときは, 講習業務規程認可申請書(別記第7号様式)に当該講習業務規程を添えて公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の講習業務規程を変更しようとするときは, 講習業務規程変更認可申請書(別記第8号様式)に変更に係る講習業務規程及び新旧対照表を添えて公安委員会に申請しなければならない。

(講習の休廃止の許可等)

第9条 指定講習機関は, 法第108条の10の規定に基づき講習の休止又は廃止をしようとするときは, 講習の休廃止の許可申請書(別記第9号様式)で公安委員会に申請しなければならない。

2 公安委員会は, 前項の許可をしたときは, 当該許可に係る事項を公示するものとする。

(指定講習機関の指定の取消し)

第10条 公安委員会は, 法第108条の11第1項及び第2項の規定に基づき指定講習機関の指定の取消しを行おうとするときは, あらかじめ, 指定の取消しをしようとする理由等について(別記第10号様式)により, 取消しをする理由等を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の取消しを行うときは、指定講習機関に対し取消通知書(別記第11号様式)を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、指定講習機関の指定の取消しをしたときは、その旨を公示するものとする。
(講習の通知)

第11条 公安委員会は、法第108条の3第1項の規定に基づき講習の通知を行うときは、初心運転者講習通知書(別記第12号様式)により講習対象者に通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の通知をしたときは、指定講習機関に対して初心運転者講習受講予定者通知書(別記第13号様式)により通知するものとする。

3 公安委員会は、講習対象者がその住所地を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、初心運転者講習移送通知書(別記第14号様式)により、その者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

4 公安委員会は、講習対象者が、法第100条の2第1項ただし書第3号に該当することとなった場合は、その者に対し、初心運転者講習中止通知書(別記第15号様式)により速やかに通知するものとする。
(講習の申出)

第12条 前項の通知を受けた者の講習申出は、初心運転者講習受講申出書(別記第16号様式)により、講習当日行うものとする。

(講習の種別等)

第13条 講習の種別は、準中型車講習、普通車講習、二輪車講習及び原付車講習とし、講習時間は、7時間(原付車講習にあっては、4時間)とする。

(講習の編成)

第14条 講習1回当たりの受講者数は、おおむね6人以上15人以下とする。

なお、初心運転者講習カリキュラム講習項目のうち、「所内コースにおける運転演習」及び「路上における運転演習」については、1グループ3人以下で行うこととする。

(講習の実施方法)

第15条 講習は、別に定める「初心運転者講習細目」及びこれに準拠して作成された指導要領に基づいて行うものとする。

(講習終了証書の交付)

第16条 指定講習機関は、講習を終了したときは、受講者に対し初心運転者講習終了証書(別記第17号様式)を交付するものとする。

(公安委員会への報告)

第17条 指定講習機関は、次の各号に該当する事案があったときは、その状況を速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(1) 講習を終了したとき。(初心運転者講習結果報告書(別記第18号様式)により、初心運転者講習受講申出書を添えて報告するものとする。)

(2) 講習指導員が運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けたとき。

(3) 講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたとき。

(講習済の登録)

第18条 免許管理課長は、講習を行ったものについては、警察庁情報処理センターに講習済の登録をしなければならない。

(指導監督)

第19条 免許管理課長は、講習指導官をして、講習内容、講習方法、講習用教材の研究開発及び講習効果の測定に努めさせ、指定講習機関が行う講習が適正かつ確実に実施されるよう指導監督をしなければならない。

(その他)

第20条 この規則の施行に際し、必要な事項は警察本部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成2年9月1日から施行する。

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成元年法律第90号)附則第3項による同法施行後における旧法の初心運転者講習受講者については、初心運転者講習の実施に関する規則(昭和60年鹿児島県公安委員会規則第12号)の規定はなおその効力を有する。

3 初心運転者講習の実施に関する規則(昭和60年鹿児島県公安委員会規則第12号)については、平成3年9月1日をもって廃止する。

附 則(平成5年3月5日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月28日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成8年10月7日公安委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月26日公安委員会規則第23号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日公安委員会規則第9号)

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(令和3年3月30日公安委員会規則第16号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

[別記第1号様式\(第3条関係\)](#)

別記

第1号様式(第3条関係)

指定講習機関指定申請書	
年　月　日	
鹿児島県公安委員会 殿	
住所	
申請者	
氏名	
指定講習機関を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特 定 講 習 の 種 別	免許に係る初心運転者講習
特定講習を開始しようとする年月日	年　月　日
添 付 書 類	

第2号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条関係)

第 号

指 定 書

名 称

所在地

道路交通法第108条の4第1項の規定により指定講習機関として貴
を指定講習機
関として指定する。

特定講習の種別 免許に係る初心運転者講習

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

第3号様式(第4条関係)

第3号様式(第4条関係)

年　月　日

鹿児島県公安委員会 殿

名 称

代表者

公示事項等の変更の届出について

指定講習機関に関する規則第4条 第1項
第3項 の規定による公示事項等の変更の届出をします。

記

1 変更する事項(書類の内容)

2 変更後の事項(書類の内容)

第4号様式(第5条関係)

第4号様式(第5条関係)

第 号

年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会 印

道路交通法第108条の8 第1項 の規定により下記の措置を採ることを命ずる。
第2項

措 置	

第5号様式(第6条関係)

第5号様式(第6条関係)

第 号

運転習熟指導員審査合格證明書

住 所
氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第7条第5号に掲げる
る公安委員会が行う に係る運転習熟指導員について
の技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

備考 本文中の空字部分には、講習の種類別(四輪又は二輪)を記入するものとする。

[第6号様式\(第7条関係\)](#)

第6号様式(第7条関係)

発第　　号	
年　　月　　日	
殿	
鹿児島県公安委員会委員長 <input type="button" value="印"/>	
<p>運転習熟指導員の解任を命じようとする理由等について</p> <p>道路交通法第108条の5第3項の規定による運転習熟指導員の解任を命じようとする理由等を下記のとおり通知します。</p> <p>記</p> <p>1 解任しようとする運転習熟指導員の住所及び氏名 住 所 氏 名</p> <p>2 解任しようとする理由</p> <p>3 弁明をなすべき日時及び場所 日 時 場 所</p>	

[第7号様式\(第8条関係\)](#)

第7号様式(第8条関係)

講習業務規程認可申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所
申請者 氏 名

指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定による講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

[第8号様式\(第8条関係\)](#)

第8号様式(第8条関係)

講習業務規程変更認可申請書	
年　月　日	
鹿児島県公安委員会 殿	
申請者	住 所
	氏 名
指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。	
講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変 更 の 理 由	

第9号様式(第9条関係)

第9号様式(第9条関係)

講習の休廃止の許可申請書	
年　月　日	
鹿児島県公安委員会 殿	
申請者	住 所
	氏 名
指定講習機関に関する規則第14条の規定による特定講習の一部の休止の許可を申請します。	
上記許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	
同 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
上 記 申 請 の 理 由	

第10号様式(第10条関係)

第10号様式(第10条関係)

発第　　号	
年　　月　　日	
殿	
鹿児島県公安委員会委員長	
印	
<p>指定講習機関の指定の取消しをしようとする理由等について</p> <p>道路交通法第108条の第1項 第2項の規定による指定講習機関としての指定の取消しをしようとする理由等を下記のとおり通知します。</p>	
記	
1 取り消そうとする理由	
2 弁明をなすべき日時及び場所	
日 時	
場 所	

第11号様式(第10条関係)

第11号様式(第10条関係)

第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称

所在地 殿

鹿児島県公安委員会

下記の理由により、道路交通法第108条の11 第1項の規定による指定講習機関としての
第2項
指定の取消しをしたので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

第12号様式(第11条関係)

第12号様式(第11条関係)

初心運転者講習通知書					
			年	月	日
住 所 様					
鹿児島県公安委員会 <input type="checkbox"/>					
道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。					
なお、やむを得ない理由がないのに、初心運転者講習を受けない場合は再試験を受けなければならぬこととなります。					
初心運転者講習を行う理由	年 月 日の交通違反(事故)で 点に達したものです。				
初心運転者講習に 係る免許の種類					
講習日時	年	月	日	午前	時 分から 午後
講習場所					
備考	添付してある「受講上の注意事項」を必ずお読みください。				

[第13号様式\(第11条関係\)](#)

第13号様式(第11条関係)

初心運転者講習受講予定者通知書

年 月 日

(指定講習機関)管理者 殿

鹿児島県公安委員会 印

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を実施するよう通知する。

記

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性別	免 許 種 別	免 許 証 番 号	講 習 指 定 年 月 日

第14号様式(第11条関係)

第14号様式(第11条関係)

初心運転者講習移送通知書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
鹿児島県公安委員会 印	
下記の者について初心運転者講習移送通知書を送付する。	
記	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
免 許 証 の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 の 種 類	
講習をしようと す る 理 由	年 月 日の 違反により、 ()に係る合計点数が 点に達したものである。
備 考	職業等 電 話

第15号様式(第11条関係)

第15号様式(第11条関係)

初心運転者講習中止通知書

年　月　日

住 所

様

鹿児島県公安委員会

印

下記の理由により、 年　月　日付け初心運転者講習通知書をもって通知しましたあなたに対する道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習の実施を取りやめますので通知します。

理 由	
備 考	

第16号様式(第12条関係)

第16号様式(第12条関係)

初 心 運 転 者 講 習 受 講 申 出 書	
鹿児島県公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を申込みます。	
受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
講 習 種 別	
通 知 手 数 料	(収入証紙貼付欄)
備 考	

第17号様式(第16条関係)

第17号様式(第16条関係)

第　　号			
初心運転者講習終了証明書			
住　所			
氏　名			
年　月　日生			
免許の種類			
上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。			
年　月　日			
指定講習機関名			
管　理　者	印		

第18号様式(第17条関係)

第18号様式(第17条関係)

初心運転者講習結果報告書							
年月日							
鹿児島県公安委員会 殿							
指定講習機関名 管 理 者							
下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を 年 月 日に終了したので報告する。							
番号	氏 名	住 所	性 別	免許の種類	免許証番号	講習指導員名	効果測定結果